

令和5年5月24日

奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 中野 雅史

令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



令和5年度4月分政務活動費収支報告書

氏 名 中野雅史

1. 収 入

政務活動費 280,000 円

2. 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	6,524	会費
研 修 費	0	
広聴広報費	4,290	HP保守料
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	6,820	新聞代
事 務 所 費	3,565	電気代等
事 務 費	75,048	電話代等
人 件 費	0	
合 計	96,247	

3. 残 余

183,753 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5 年 4 月分請求分

使途項目	
調査研究費 研修費 広聴広報費 要請陳情等活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 事務所費 事務費 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
1	R5.4.7	4166	66.6	2774	懇談会の費用除く

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

領 収 書

中野 雅史

様

No 188

★ ¥50,000

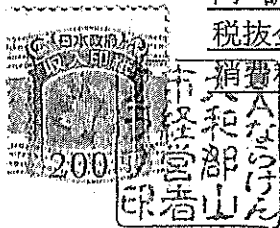
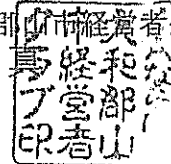
但 JAならけん大和郡山市経営者クラブ会費(令和4年6月1日～令和5年5月31日)として
令和4年8月15日 上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

JAならけん大和郡山市経営者クラブ
会長 堀川 真



令和5年4月分

$$50,000 \times \frac{1}{12} = 4166$$

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費 研修費 広聴広報費 要請陳情等活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 事務所費 事務費 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					2 R5.4.1 25000

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

009300	51735
株式会社 奈良新聞社	
60000	
南都銀行 本店営業部 (普)975015	
奈良県議会議員 中野 雅史	
4.10.31	

新生奈良研究会会費
 $60000 \text{円} \times \frac{1}{12} = 5000 \text{円}$

令和5年4月分

領収書等添付用紙

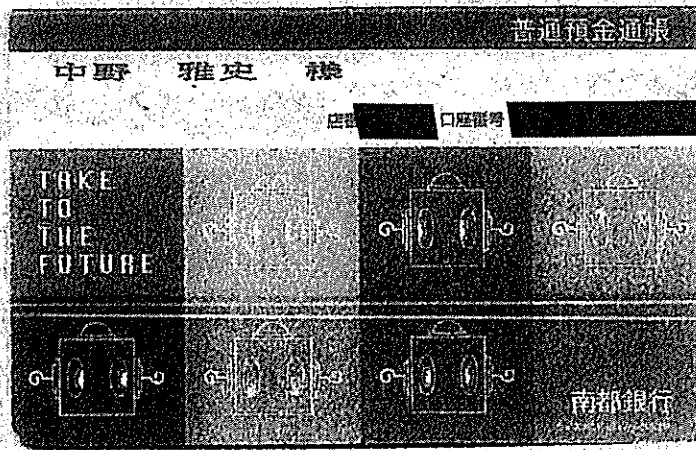
会派・議員名 中野 雅史
 [令和5年4月分請求分]

便途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
<u>事務費</u>	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					3

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



05-04-04 2レシート 9,180 レシート

コピー機リース代 4月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

年 月分請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

奈良県議会議員

中野雅史

事務所
 〒639-0217
 大和郡山形池之内町四六一-三
 TEL 0743-541330
 FAX 0743-541335

まさ

ふみ

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
5	R5.4.14	54280	50	27390	事務所費と同率割

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

振込金(兼手数料) 受取書(ご依頼人控え)

振込先	リコージャパン(カ)
振込金額	54,230 円
ご依頼人	ナカマサフミシムシヨ

依頼日	R5年4月14日
金額	54,230 円
宛先	南都 本店営業部
振込先	リコージャパン(カ)
ご依頼人	ナカマサフミシムシヨ
手数料	7550 円

ご請求書 RICOH

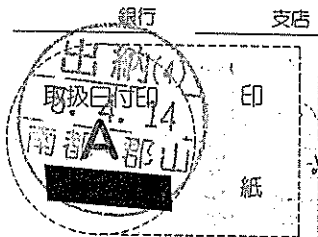
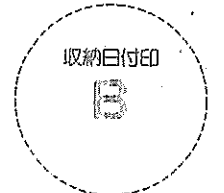
発行日 2023年 03月 31日
請求No. 23034650711

中野雅史事務所
事務所 様

お客様コード 6832832 (60920002403)
下記の通りご請求申し上げます。 お支払方法 振込

ご請求金額 (税込) **54,230 円**

2023年03月31日締分 お支払期日 2023年 04月 30日
振込銀行 南都 支店 種類 当座
名義人 リコージャパン(カ)



振込票 (CVS取扱店保存)
(金融機関 - 保管不要)

代行会社 リコーリース株式会社

リコージャパン株式会社
お問合わせ 請求書お問い合わせ窓口
TEL: 0120-611-099
6090616 60900022

11-10

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

25年4月分請求分

用途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
6	25.4.14	5010	50	2505	事務所費と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細
いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱い	ご利用年月日
現金振込	160	05-04-14
お取引銀行	お取引店	口座番号
	****	*****
お取引	1万円(枚)	5千円(枚)
現金内訳	001	000 000
		硬貨円
お取扱時分	お取引金額	手数料
11:12	¥4,570	¥440
残高		おつり
	*	¥4,990

コピ-用紙他

銀行使用欄
0464

ご案内またはお振込内容

広島銀行

カ) ヲヨウタ フソカトウ サマ
ナカノマサフミツ ムヨウ サマ

お取引人
ご依頼人

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

I72-107 4.09 805×6×1,000 KCS

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5年4月分請求分 1

使途項目	
調査研究費	研修費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費
広聴広報費	要請陳情等活動費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
7	R5.4.20	8580	50	4290	地域活動の記事、政党の ワシルがあるため

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NANTO BANK カードサービスご利用明細

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
現金振込	160	05-04-20
お取引銀行	お取引店	口座番号
	***	*****
お取引	1万円(枚) 5千円(枚) 千円(枚)	硬貨円
現金内訳	003 000 000	¥0
お取扱時分	お取引金額	手数料
10:57	¥25,300	¥440
残高		おつり
	*	¥4,260

銀行使用欄

0113

ご案内またはお振込内容

三井住友銀行

〒100-0001 東京都千代田区千代田
1) ヒューネット サマ

〒100-0001 東京都千代田区千代田
ナカノマサフミツ ムヨ サマ

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

$$(25300 + 440) \div 3 = 8580 \text{円}$$

ホームページ保守料 1ヶ月分
を充当

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5 年4月分請求分 1

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
R5.4.21	10067	50	50%		事務所費と同率按分

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払の場合は、左欄の券をお出しください。上記以外でお支払の場合は切り取らなでください。

ご請求先氏名
中野まさふみ事務所 様

お客様番号
4610-0584-65163

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥10,067-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
5.4.21
京都・郡山

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事務所電話代 4月分

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5年4月分請求分 1

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
<u>資料購入費</u>	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
9	R5.4.26	3821	50	1910	後援会と控分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

新聞購読料 領収証

中野 雅史 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分

領収日 4月26日

領収金額	¥3,821
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 岡 高志
住所 天理市西長柄町371-3
TEL 0743-66-2754 FAX 0743-66-2755



お申込No. 29010-09108(488)

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5 年 4 月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
<u>資料購入費</u>	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
<u>10</u>	<u>R5.4.27</u>	<u>6324</u>	<u>50</u>	<u>3162</u>	<u>後援会と按分</u>

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

2023 年 4 月度 領 収 証 009 - 0320 - 000
池ノ内町461-3

4/27
中野まさふみ事務所 様

銘 柄	部数	金額	領 収 金 額
読売新聞 朝刊 奈良新聞	※ 1	3,300 3,024	6,324 円 (消費税-468円)
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 6,324 円 内消費税 468 円			金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収致しました。

読売センター簡井
奈良県大和郡山市簡井町 75-8
TEL: 0743-56-4661 FAX: 0743-56-4667



配達スタッフ募集詳細は当店まで!!

毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動振替もご利用になれます。

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
11	R5.4.27	3497	50	1748	後援会と按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

中野 雅史 事務所

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額
* 1 3,497



領収書

3,497 円

2023 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒639-1042
大和郡山市小泉町2234-49
日本共産党北和地区委員会
TEL 0743-52-5739

*印は税率8%

統一地方選挙選挙のご支援ありがとうございました。今後とも、公約実現に全力を尽くす日本共産党をよろしくお願いいたします。

領収日 4/27 振替

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

R5 年 4 月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
12	R5.4.27	7,130	50	3,565	南福地区

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

事務所電気代
4月分

電気料金振込受領証(兼請求書)

赤

本票により集金員が取納することはありませぬ。

お振込人	中野まさふみ事務所 様		
年月分	ご請求金額	消費税等相当額(再掲)	
5-4	7,130円	648円	
契約番号	12523100973600	ご使用期間	3月14日~4月13日
契約種別	契約 kVAまたはkW	力率%	ご使用量 kWh
31			314
燃料費調整額	-1494.58円		
再エネ促進賦課金	1,083円		
ご使用場所: 大和郡山市池之内町461			

切り取らないでください。窓口にお出しください。

お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。

お支払期限日 5月15日 金融機関取扱期限日 5月15日

本票は、5月28日までコンビニエンスストアにてお取扱いただけます。

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。

大阪料金センター 電話番号 0800-777-8810

この用紙でのお支払いは、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでお取扱いただけます。

振込人 関西電力

(お客さま控え)

受付局(金融機関)日附印
出納(7)
5.4.27
南都・郡山
取入印紙不要

領収書等添付用紙

会派・議員名 中野雅史

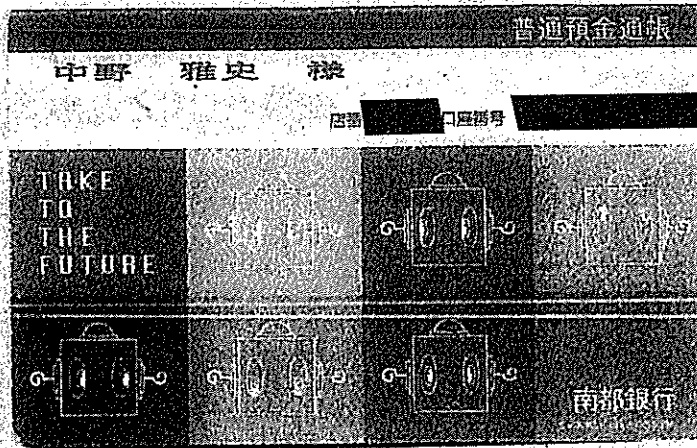
[令和5年4月分請求分]

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
19	R5.4.27	65560	50	32780	事務所費と同率按分

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



05-04-27 信販C

65,560 円

車リース代 4月分

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和5年4月1日			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など</p> <p>◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	4,166円	令和5年4月	1
		合計 4,166円 4,166円×66.6%=2,774円 充当		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJAならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、真の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとゆうおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強固に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員の出出と任務)

第7条 役員の出出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であって、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(虚帛)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月1日	一部改正
平成23年7月5日	一部改正
平成24年7月3日	一部改正
平成28年7月6日	一部改正

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和5年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5,000円	令和5年4月分	2.
	合計 5,000円		充当額	$5,000円 \times 75.0\% = 3,750円$
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

第1条 名称
第2条 目的

この会は新生奈良研究会という。未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。

第3条 事業

本会は奈良市を主会場として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。

第4条 広報

この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。

第5条 会員

会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。

第6条 入退会

入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があつた会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。

第7条 会費

年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。

第8条 会計年度

会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。

第9条 規則改定

規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。

第10条 事務局

本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年9月15日改訂)
以上

【新生奈良研究会について】(平成29年10月17日)

新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換していく組織である「新生奈良研究会」を平成4年、奈良日日新聞創刊95周年記念事業として発足。

平成17年度に諸般の事情で一時期休止したもの、19年10月に再開。講師に県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、会員の研究、研鑽を活発に活動している。

現在は県各界のトップリーダーら約1,400人で構成。年4回、多い時は5回の講演会を開催、そのうち8回は講演終了後に講師と会員、さらに会員同士で意見や情報を交換する意見交流会を行っている。

また、年2回の視察研修会を実施。現地に足を運び実際に見聞し、現地の方と相互交流するなど研鑽に努めている。

19年10月26日	再開記念総会講演会	古賀誠・自民党選挙対策委員長
20年2月6日	新春例会講演会	宇陀英次・セールズアオース・ドットコム社長
5月13日	5月例会講演会	平田裕・奈良県立図書館館長
8月5日	8月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10月2日	新年医師総会講演会	樋口武男・大和ハウス会長
21年2月7日	新春例会講演会	小池百合子・衆議議員
5月22日	5月例会講演会	緒谷孝二・洋画家
8月6日	8月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10月30日	新年医師総会講演会	谷村新司・音楽家
22年2月8日	新春例会講演会	森本達幸・奈良県立郡山高校野球部名誉監督
5月27日	5月例会講演会	山本健治・コメンテーター
9月9日	9月例会講演会	奥田喜則・奈良県副知事
12月1日	新年医師総会講演会	中井正嗣・千原社長
23年2月3日	新春例会講演会	魚谷雅彦・日本コカ・コーラ会長
5月13日	5月例会講演会	北岡伸一・東京大学大学院法学政治学研究科教授
8月4日	夏季例会講演会	武末文男・奈良県医療政策部長
11月2日	新年医師総会講演会	野村忠宏・桑道歌
24年2月23日	新春例会講演会	樋口繁行・日本マイクロソフト社長
6月6日	6月例会講演会	立原啓裕・大阪芸術大学客員教授
8月22日	8月例会講演会	前田努・奈良県総務部長
11月8日	新年医師総会講演会	駒田徳広・元プロ野球選手
11月28日	秋季研修会	月山日本刀鍛冶道場

28年2月2日 新春例会講演会 辻本憲三・カブコン会長
 「世界最高の製品づくりへの創意工夫と教壇巡遊」
 6月6日 6月例会講演会 小嶋淳司・がんこフードサービス会長
 「『がんこ』の起業と経営から」
 7月25日 7月教育研修会 堀真一郎・きのくに子どもの学園理事長
 「教育改革は体験学習から～きのくに子どもの村学園の挑戦～」
 9月13日 9月例会講演会 土井敏多・奈良県健康福祉部長
 「くらしやすい奈良をつくる～趣野長寿・福祉の取り組み」
 10月14日 新年度総会講演会 森亨・森トラスト会長
 「森トラストグループの経営戦略と地方におけるまちづくりのあり方」
 11月18日～19日 随前高田市視察研修会

「東日本大震災から5年、震災の記憶を次世代につなぐ」
 11月21日 11月例会講演会 藤沢久美・シンクタンク・ソフィアバンク代表
 「『官民協働』が、イノベーションの輪を握る」
 29年8月28日 新春例会講演会 塩崎洋平・映画監督
 「映画製作の趣味と可能性」
 6月13日 「ソララシューティング先駆事業者」視察研修会
 「再生可能エネルギーで農業を再生」
 6月26日 6月例会講演会 高市早苗・総務大臣
 「くらしの中の総務省」
 9月25日 新年度総会講演会 三浦大輔・横浜DeNAスペースシャトルアドバイザー
 「逆襲」での闘い方～折れない心をつくるために」
 10月6日 10月例会講演会 荒井正吾・奈良県民知事
 「なら新都市づくりの夢を語る」

25年2月6日 新春例会講演会 山口昌弘・近畿日本鉄道会長
 「奈良と近畿～地域とともに、歴史文化とともに～」
 4月16日 春季研修会 大和ハウス工業総合研究所
 6月19日 6月例会講演会 越智直正・タビオ会長
 「夢・理想・志」
 9月10日 9月例会講演会 荒井正吾・奈良県知事
 「エビデンスで奈良を元気にしよう」
 11月13日 新年度総会講演会 金本知彦・プロ野球解説者
 「人生賭けて～苦しみのはじめには必ず成長があった～」
 12月20日 特別研修講演会 吉川元博・国際連合日本政府代表部特命全権大使
 「国連と日本」

26年1月21日 新春研修会 親光特急「しまかぜ」乗車・伊勢神宮参拝
 2月21日 新春例会講演会 山中光茂・松坂市長
 「市長が『役割と責任』をもつまちづくり」
 3月18日 6月例会講演会 袁豊・あべのハルカス美術館名誉会長
 「美術館が街づくり～文化が人をつくり、街を変え～」
 7月28日 夏秋季研修会 随上自衛隊大久保駐屯地視察研修
 9月2日 9月例会講演会 福井義尚・奈良県観光局長
 「多くの観光客で賑わう2020年の奈良をめざして」
 11月12日 新年度総会講演会 野中広壽・元自民党幹事長
 「昭和世代からの発言」
 27年2月9日 新春例会講演会 国定浩一・経済評論家
 「これからの日本経済」
 5月9日 春季研修会 歴史と浪漫が佇む街「五條市」視察研修会
 「藤岡家住宅」市「立五條文化博物館」五條新町」
 8月9日 8月例会講演会 山本榮介・スーパースターホテル会長
 「スターホテルの『仕組み経営』」
 8月31日 8月教育研修会 木村素子・前大阪府立大空小学校校長
 福留精・インククルーティブ共生研究所長
 「教育のあり方方を語る～インクルーシブな社会を担う子どもたち～」

6月26日 6月例会講演会 渡邊 誠・奈良県健康福祉部長
 「奈良県民の健康」
 8月31日 8月例会講演会 村田謙一・プロボクサー
 「プロボクサーの目指すもの」

第11号様式の6 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (ホームページの開設等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 中野雅史</p>					
年 月 日	令和5年4月20日				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動の記事・政党へのリンクなど)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ドメイン・サーバー利用料	(有)ピュアネット	8,580円	7,800×1.1 ×1ヶ月分	7
※ 50% 充当 合計 8,580×50%=4,290円					
備考	ホームページアドレス : http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ保守業務委託契約書

ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所（以下「甲」という）と有限会社ビュエネット（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
 - (3) ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
 - (4) 甲の依頼に応じて、月当たりA4に換算して1頁以内のホームページ更新作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金7,800円（税別）を支払う。
2. 料金の支払条件是、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第3条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに12ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第4条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要があるが生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第6条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一連の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならぬ。
この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。

6. 乙は、制作物を自ら制作したものであると公開することができる。

7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任範囲

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を越えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合は、甲は下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相応な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づき制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。

2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。

4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。

5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 仲裁および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び提議を生じた場合には、法令、慣習等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をすものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 20 日

甲 阿部 隆之 4661-3

阿部 隆之

乙 奈良市延田町 2-4-10 阿部 隆之
有限会社 アール・エス・エス
取締役 阿部 隆之

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。